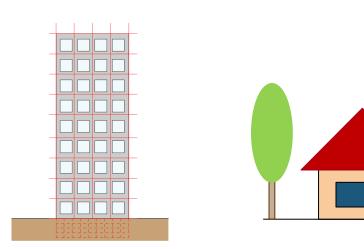
資料2

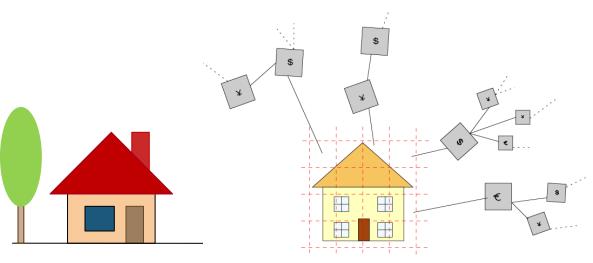
地域自治組織のあり方に研究会

都市部における超高齢化と地域経営・地域事業 -住まい・まちづくりの観点から-

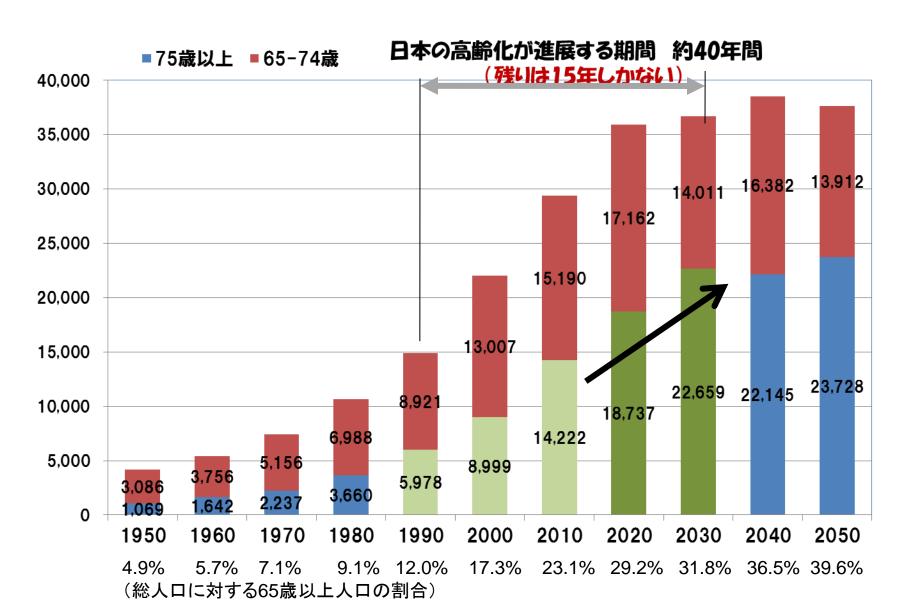
2017.2.2

園田眞理子(明治大学)



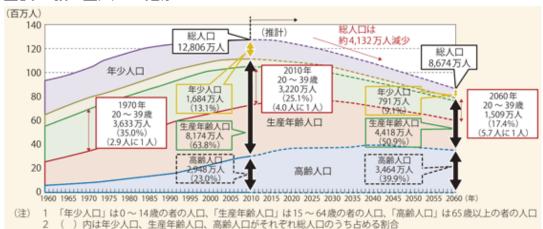


日本の3つのファクト:激しい高齢化の進展



日本の3つのファクト:人口の減少

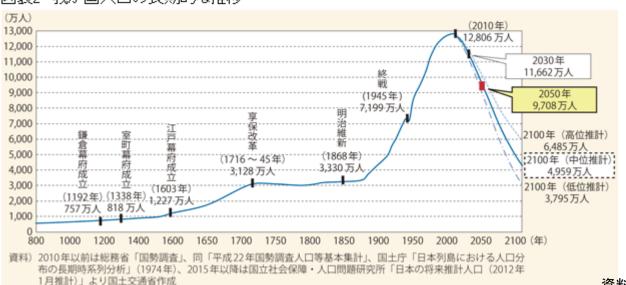
図表1 我が国人口の推移



資料)総務省「国勢調査(年齢不詳をあん分して含めた人口)」、同「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将

図表2 我が国人口の長期的な推移

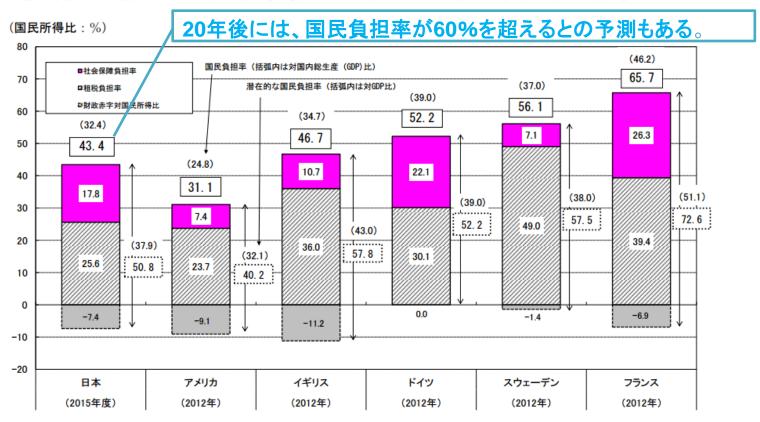
来推計人口(2012年1月推計)」の中位推計より国土交通省作成



日本の3つのファクト:財政難

国民負担率の国際比較

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]

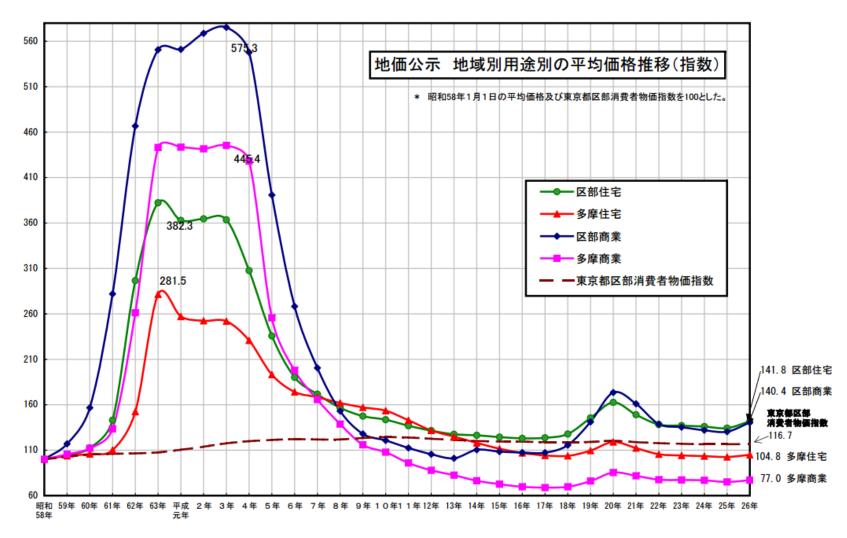


(注)1. 日本は2015年度(平成27年度)見通し。諸外国は2012年実績。

【諸外国出典】"National Accounts"(OECD), "Revenue Statistics"(OECD)等

^{2.} 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の 国は一般政府ベースである。

4つめの不都合な真実:地価の下落(特に郊外)



地域再編:都市インフラ・建物・住まいの再編

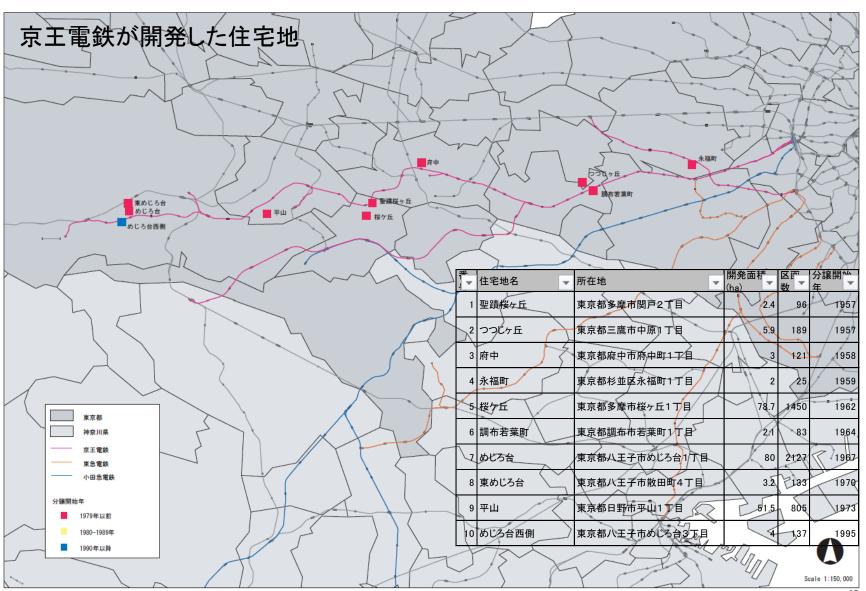
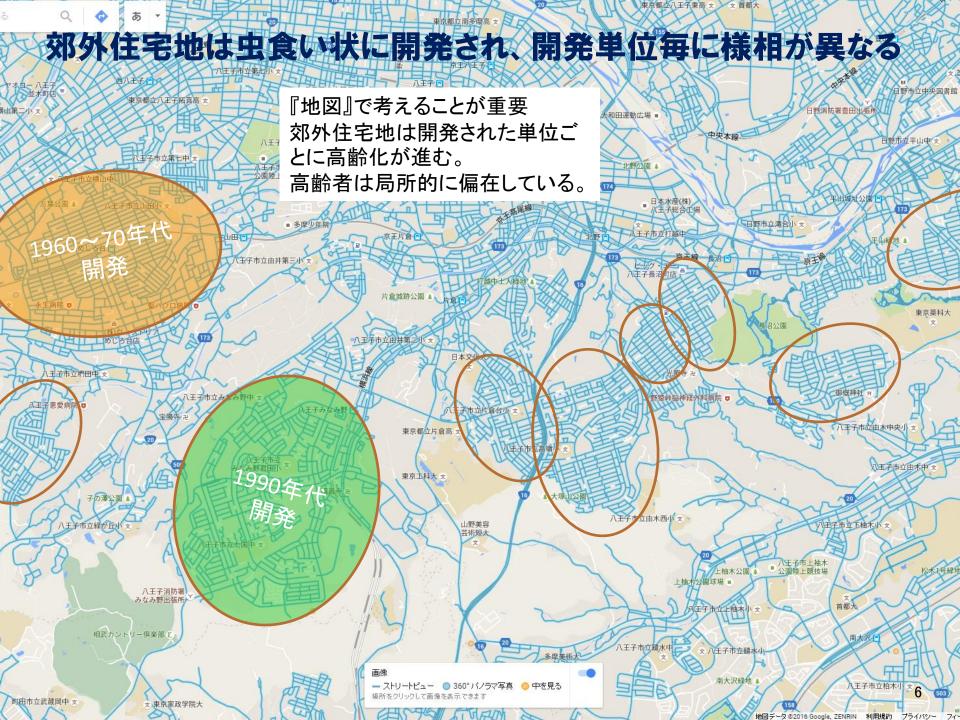
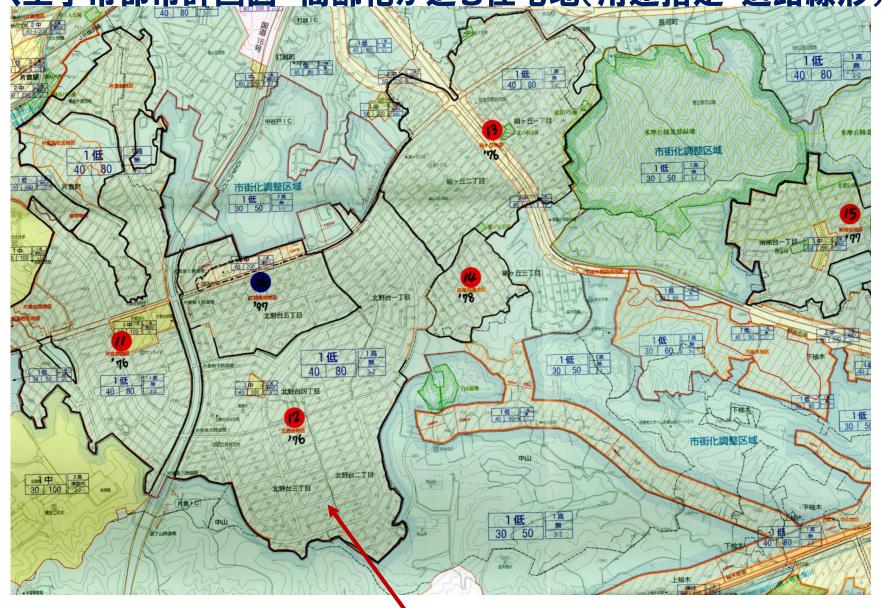


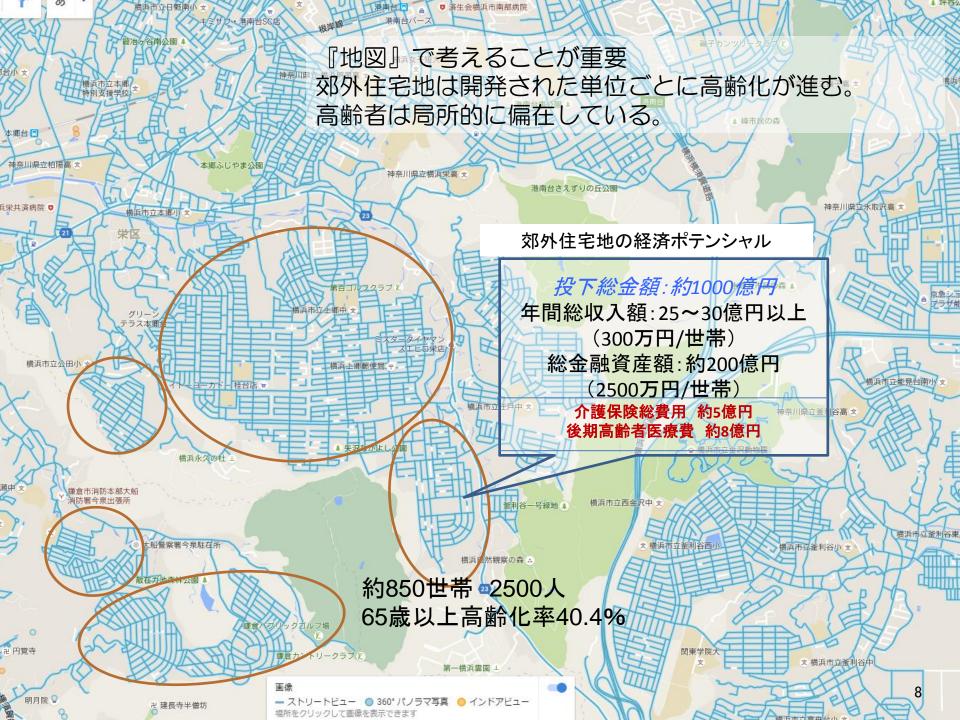
図2-2-1 京王電鉄が開発した住宅地の分譲開始年代別マップ



八王子市都市計画図 高齢化が進む住宅地(用途指定・道路線形)

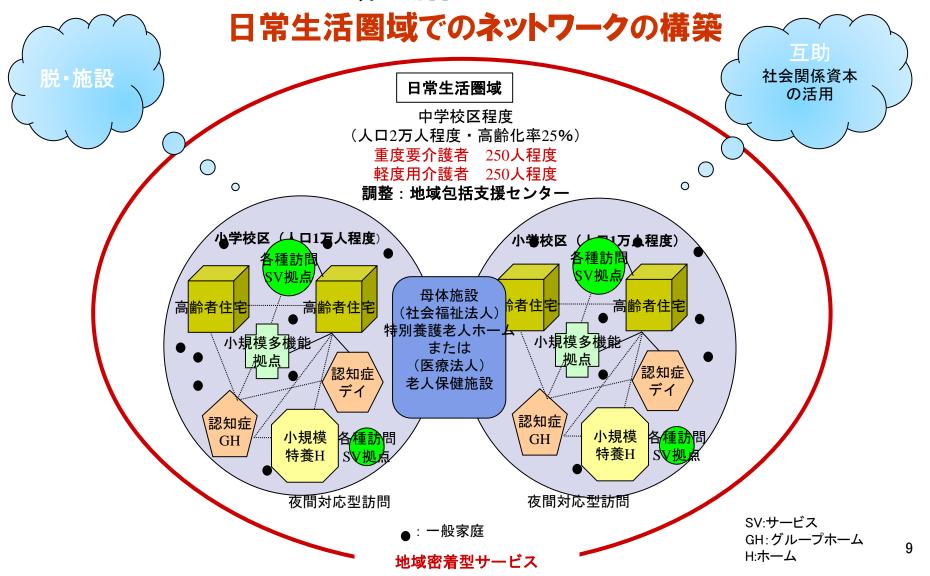


斜線地域は「地区計画区域」:都内各区市町村別に地区計画図・計画書のDBが整備

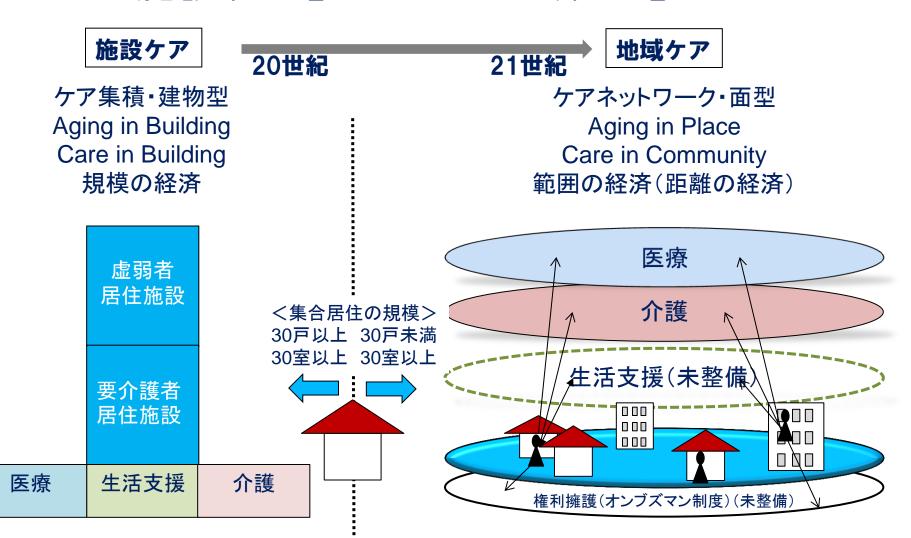


地域再編:生活を支えるソフトの再編

地域包括ケアシステム



「施設ケア」から「地域ケア」へ



- ◆ 富裕ビジネス(民間CCRC)
- ◆ 施設ビジネス(社福・医療法人)
- ◆ 貧困ビジネス(民間たまゆら型)

- ◆ 都市経営・地域経営ビジネス◆
- Cf. 欧州:市町村(コミューン)

米国:ゲイティッド・コミュニティ(→自治体)

地域包括ケアシステム

- 地域包括ケアシステムの5つの構成要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)をより詳しく、またこれらの要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを図示したものです。
- 地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療」「介護」「予防」を植物と捉えています。
- 植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役目を果たすものと考えられます。

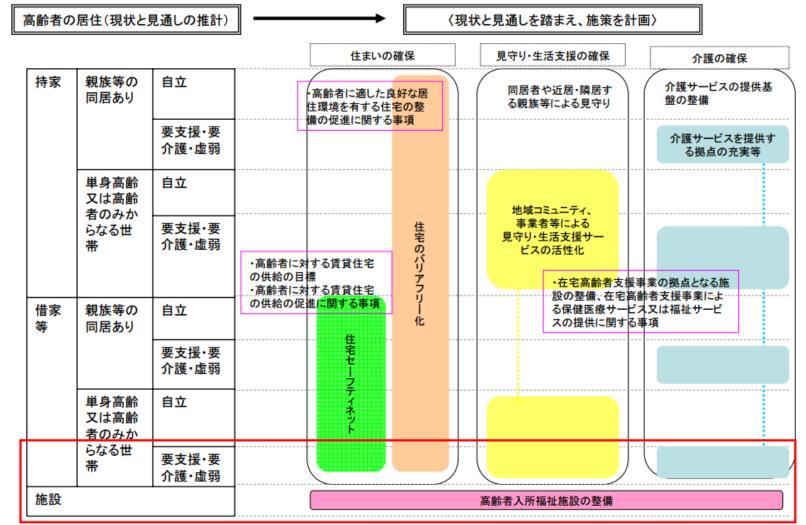


都市・住宅・福祉分野の縦割りの弊害

住宅分野:高齢者居住安定確保計画(2009年)

高齢者の居住の安定を確保するための計画的な取り組み

別紙2

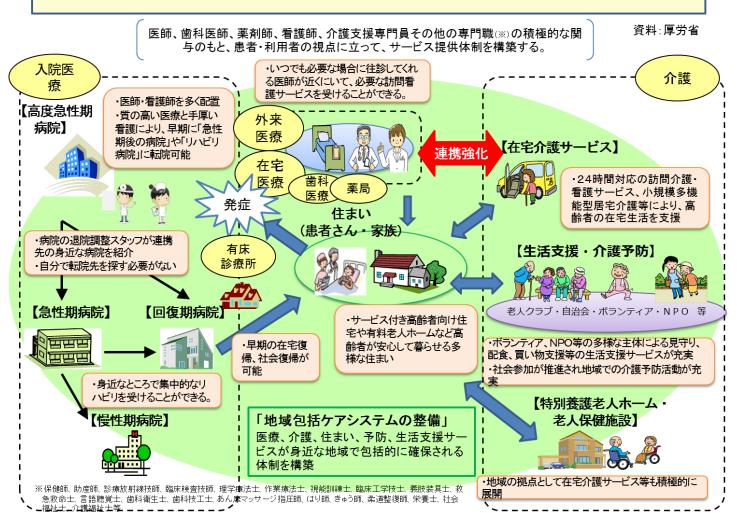


12

都市・住宅・福祉分野の縦割りの弊害

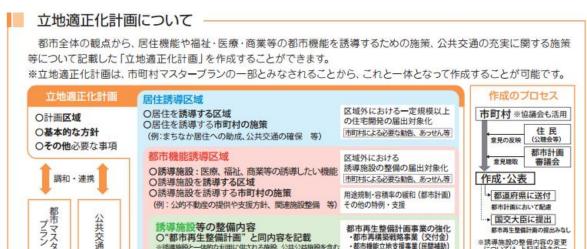
医療・介護・福祉分野:医療・介護総合確保推進法(2014.6)

医療・介護サービスの提供体制改革後の姿(サービス提供体制から)



都市・住宅・福祉分野の縦割りの弊害

都市分野:改正都市再生特別措置法(2014.8)



※誘導施設と一体的な利用に供される施設、公共公益施設を含む



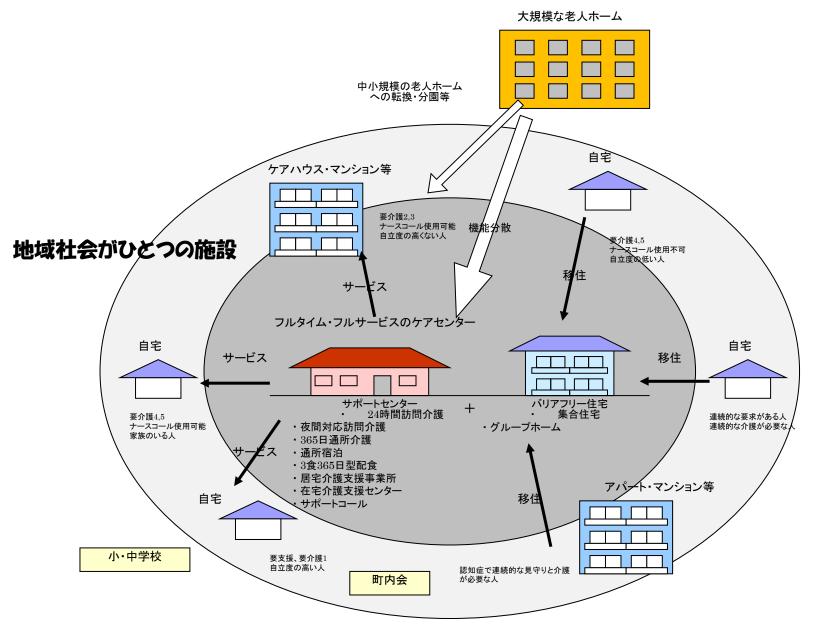
14

資料:国交省

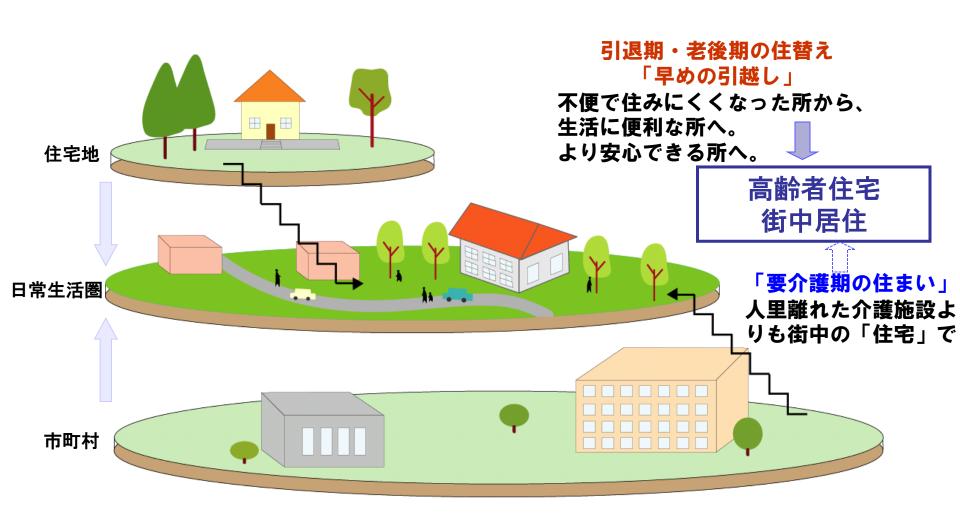
※誘導施設の整備内容の変更については、上記手続きの一部を省略できる。

都市機能立地支援事業(民間補助)

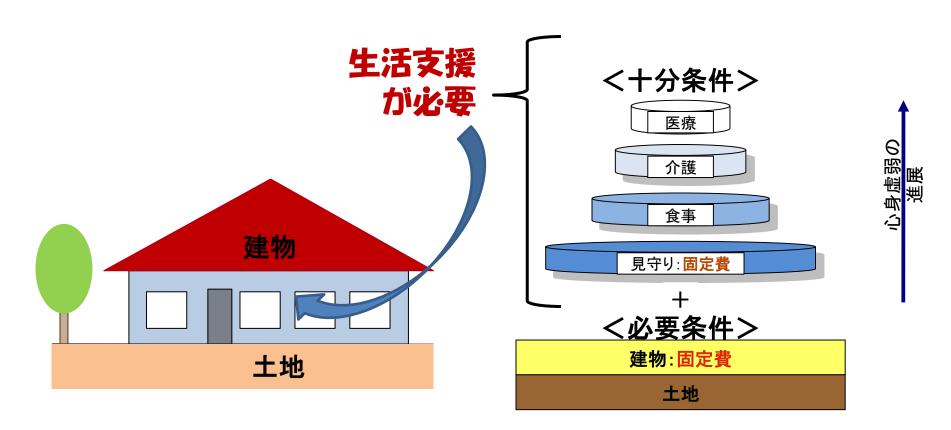
地域の「ネットワーク」のデザインが要る



居住の連続性の保障と街中居住の重要性



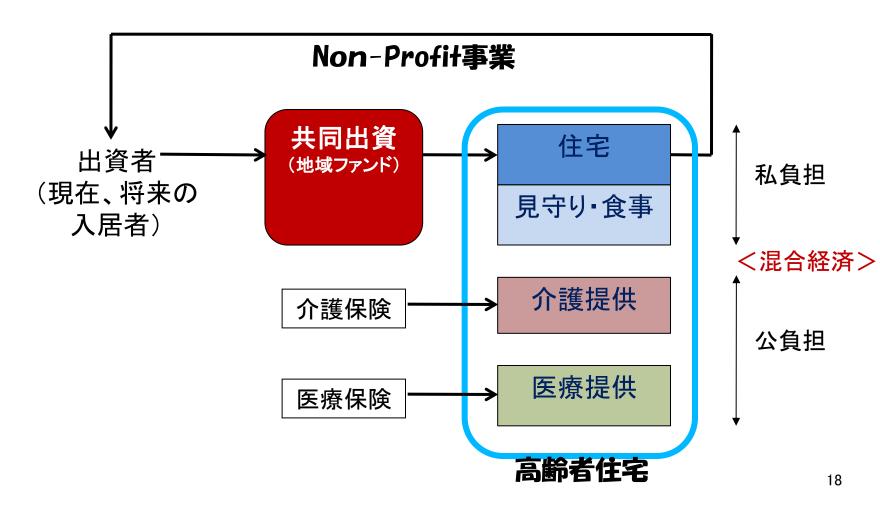
「老後期」の住まいの条件



「家」はある。されど「生活支援」がない。
だから、「生活支援」を求めて住み替わらざるをえない。

地域循環的な非営利「事業」のデザインが要る

静態的な経済循環+ディーセント・ワーク



地域善隣事業

~よき隣人どうしが力を出し合い、 楽しく住み続けられる地域づくり~

日本版 CDC:Community Development Corporation

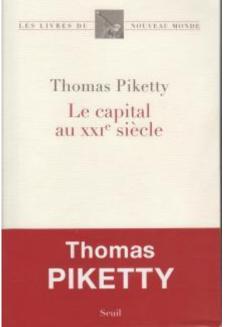
低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援に関する調査検討委員会作業部会より

「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究」、高齢者住宅財団、2014.3 http://www.koujuuzai.or.jp/html/page01_03_01.htm

低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業についてhttp://www.koujuuzai.or.jp/pdf/2014030503.pdf

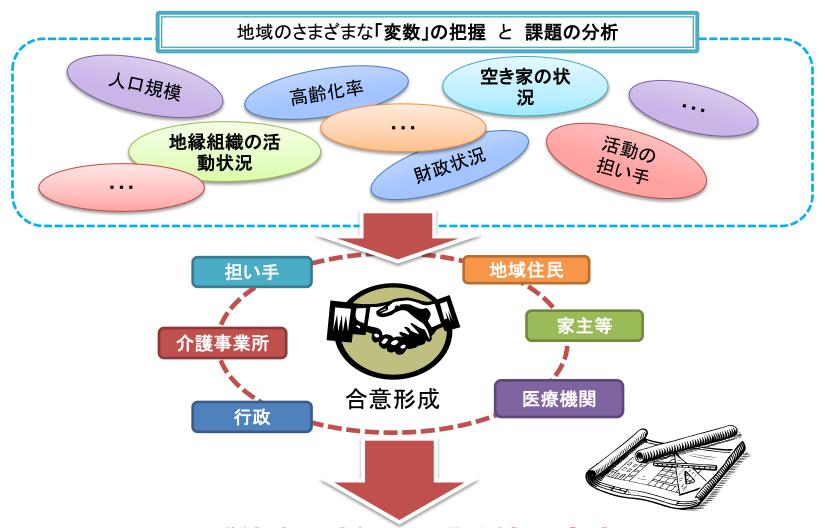






r>g

エリアマネージメント 地域を耕すことの可能性



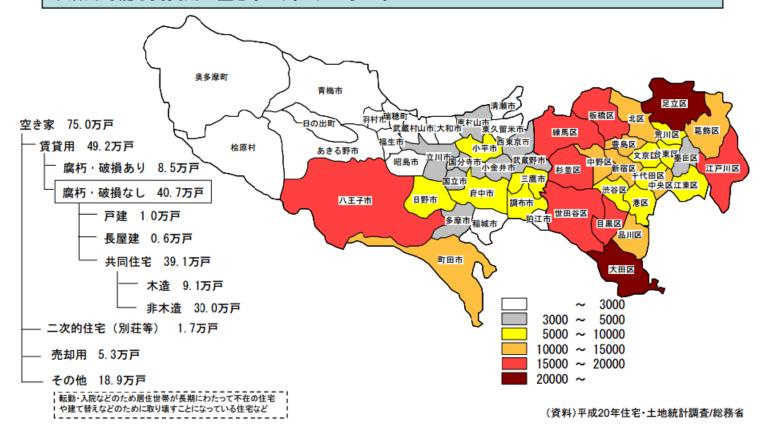
地域独自の新しい可能性と未来!!

急増する生活困窮者⇔溢れるほど存在する空き家

要は、問題深熱に聽り出すか、否如の

東京の空き家の実態

- 都内の活用可能な賃貸用の空き家
- ◇平成20年の東京都の空き家総数75.0万戸のうち、活用可能と想定される「腐朽・破損なし」 の賃貸用の空き家数は40.7万戸。
- ◇活用可能な賃貸用の空き家は周辺区に多い。

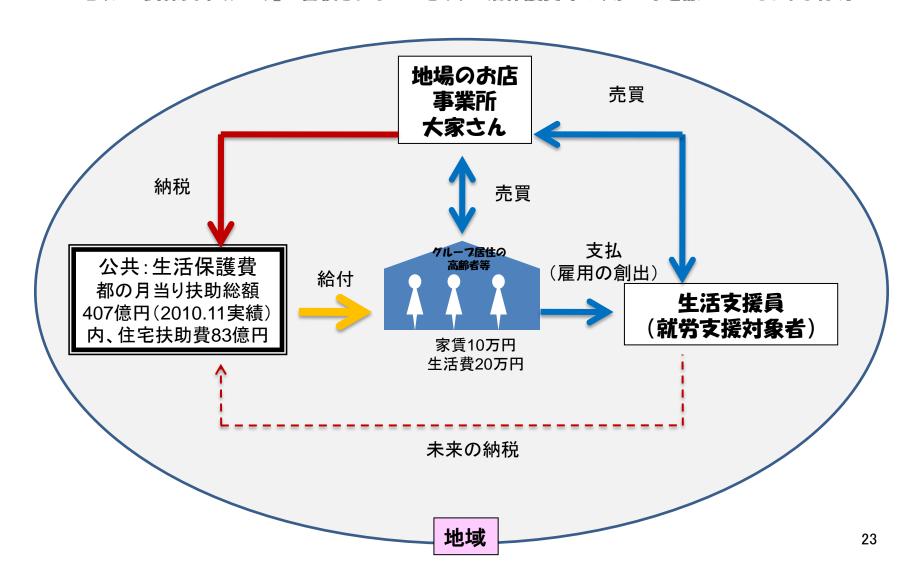


22

「地域・グループ居住」による「地域経済」の活性化

生活保護費の投下が地域の経済循環を創出する!

地域に「関係資本(ダム)」が蓄積されないかぎり、生活保護費等は、砂に水を撒いているような行為



「地域善隣事業」の基本スキーム

不動産主体と福祉関係主体が連携し、「住まいの確保」と「住まい方の支援」を一体的に提供。

不動産関係主体

(家主、不動産事業者等)

住まいの確保

「住まい方の支援」が入る ことで安心して住まいを 提供

住まいを確保することで サービス提供が可能に なり、安定した地域生活 を保障

福祉関係主体

(住民組織、介護事業所等)

住まい方の支援

低所得•低資産高齢者

下支え・参加

行政

入居後の高齢者のサポート(住まい方支援)を提供

⇒家主の安心を保障し、高齢者等の地域での安定的な居住継続を実現

家主サポートを行う事業体(管理会社的機能)

見守り・生活支援を行う事業体 (社会福祉法人、NPO法人等)



- ○家賃債務保証
- ○残存物置の片づけ
- ○入居者間・近隣トラブル



○見守り支援

- 訪問員による安否確認
- 食事の調達 等

家主の安心感

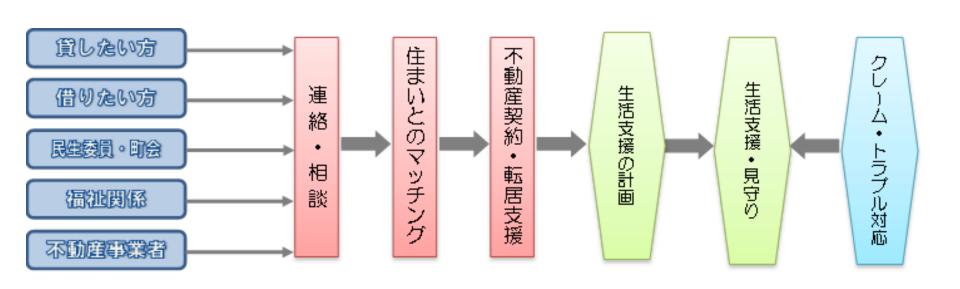
○地域との関係づくり

・リビングサロンの開設 など

入居者の生活 の安定



不動産事業者+生活支援主体新しいビジネスモデルの可能性



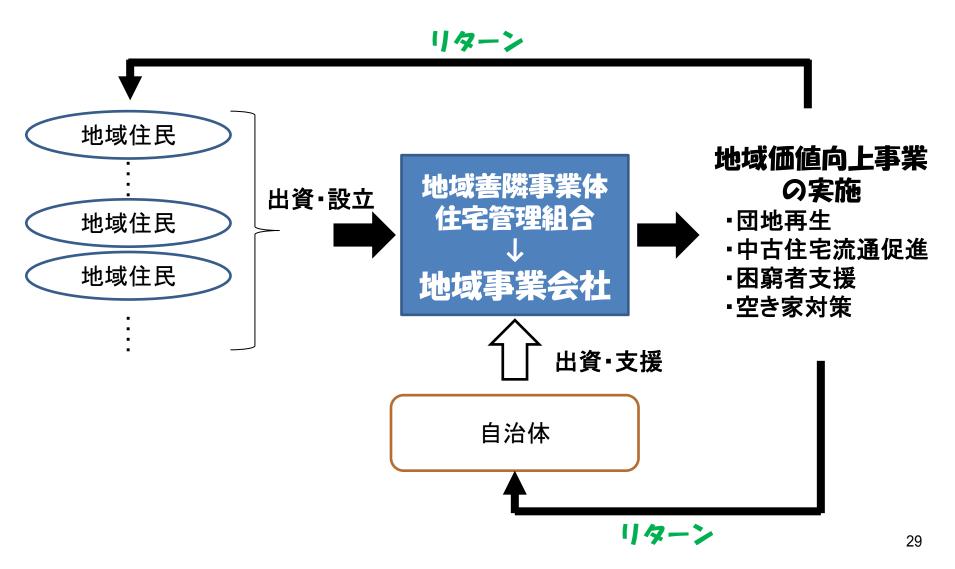
誰もが安心して暮らし続けるまちの実現



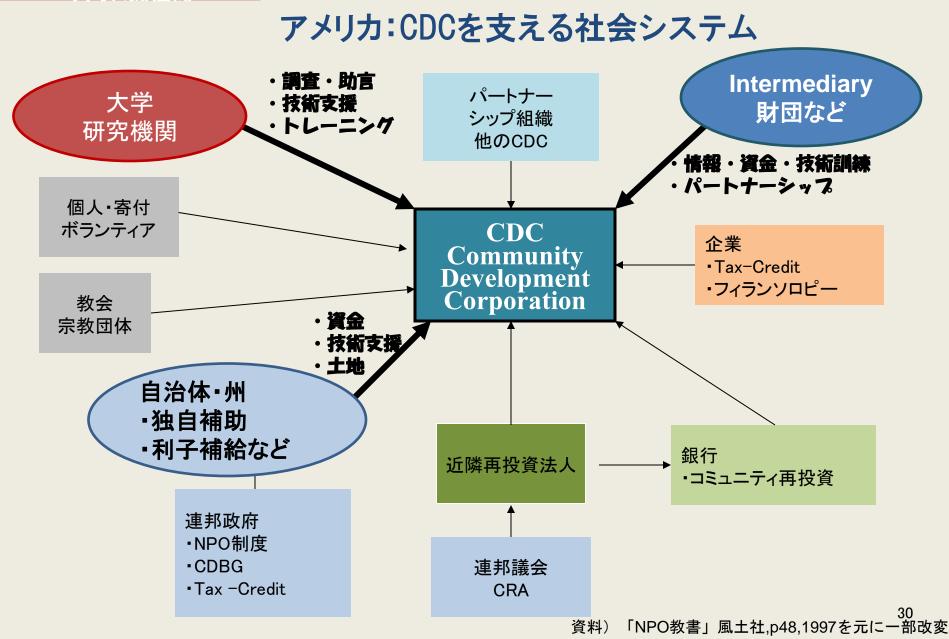
まち・住まいの持続と再生に向けて "再投資"が必要

"再投資" まち・住まいの価値 経年劣化 する部分 経年劣化 する部分 インフラ・建物 土地

まち・住まいの持続と再生に向けて再投資する"主体"が必要



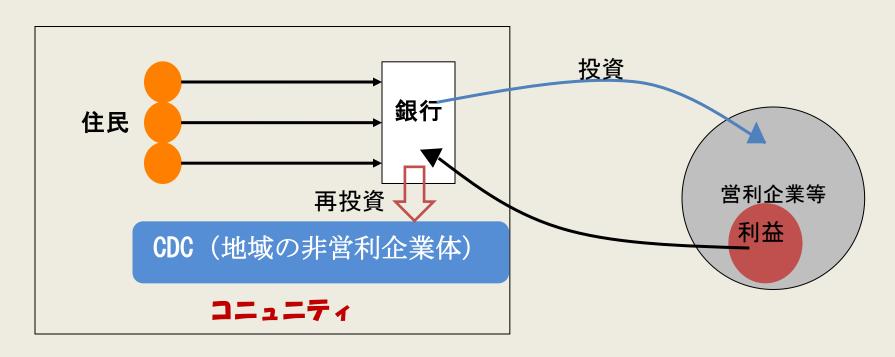
コミュニティビジネス & 中間支援組織





アメリカの地域への資本投下の仕組み

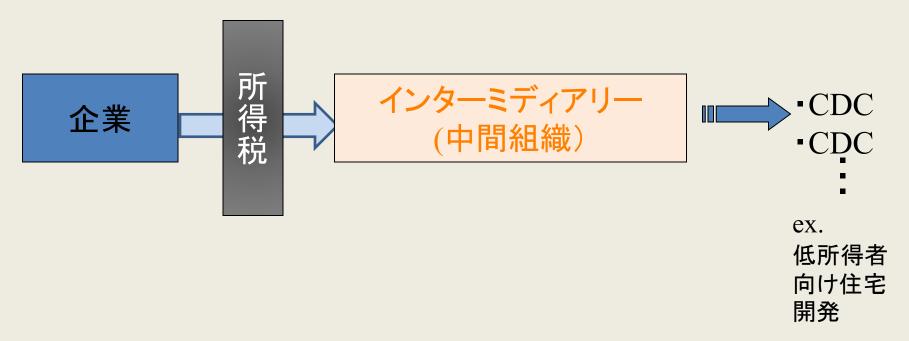
コミュニティ再投資法:Community Reinvestment Act



コミュニティビジネス & 中間支援組織

アメリカの地域への資本投下の仕組み

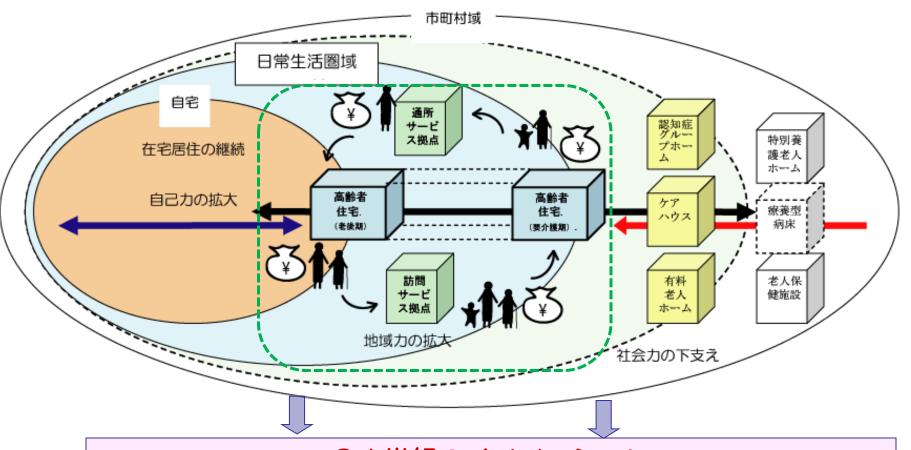
低所得者住宅投資 税額控除制度 Low Income Housing Tax Credit



資料)「NPO教書」風土社,p46,1997を元に一部改変

地域の「福祉と経済の循環」による解決

例えば、"地域福祉居住·介護·医療コンソーシアム" 例えば、"地域福祉居住組合"+介護保険+医療保険+···



21世紀のイノベーション 仲間福祉(新しい民間)・地域福祉(新しい公共)

自治体の住宅政策

成熟社会の到来と 人口・世帯の減少

り慈しみ、不具合があれば直し、使 れからこそが利益があがる。 初期投資も回収し終えていれば、こ ってほしいと願うのが当然である。 とは使い方を変えても引き継いでい 歴史を次世代に受け渡し、自分たち どうだろうか。誰しも、その時間や いやすさや住み心地をよくし、周囲 に入れた建物で、それを長年にわた のころに自身の全身全霊を傾けて手 うと思うだろうか。特に、働き盛り 全て壊して、もう一度全部造り直そ とを考えた時、 緑等も端正してきたものだったら あなたがもし70歳でこれからのこ 今までの家や建物を

パレードである。法律や社会制度等 ならない。とにかく壊せ!」のオン まである。「古いものはよくない、 うべき、 創り出してきた物からの果実を味わ 間が過ぎ、私たちはこの間に投資し り、家を建て建物を建設する発展途 変え、道路を造り、新しい街をつく まった。ダムを造り、 い物をつくることが第一で、 も20世紀後半の枠組みのまま、新し 新しいものを造らないと景気はよく は、あいかわらず発展途上国型のま 上の社会であった。以来70年余の時 を迎えているのである。20世紀後半 ところが、現実の意識や取組み 今、私たちはこうした「成熟社会 戦後の荒廃のまさにゼロから始 成熟の時代を迎えている。 河川の流れを

2013年には2・51人と半分にな

っている。つまり、

大きすぎる家は

族の世帯人員数が著しく小さくなっ

る可能性が高い。なぜなら、現代家 屋数の多い立派な家が相当数含まれ

ているからである。平均世帯人員は

1953年の5・0人が、60年後の

もしれないが、一方で、大きくて部

み除却せざるをえないものが多いか

が積み増しされる。

そうした空き家には、

老朽化が進

家、 新以来増加の一途をたどってきた世 じめ、地方では世帯数の減少も始ま と予測されている。そうなれば空き っている。2019年には、明治維 追加投資を促す施策は皆無である。 築物の持続や再生、それへの補助 帯数が逆転し、 そして今、とうとう人口が減りは 空き建物が一気に増える。 今後は減少に向かう

あるが、 率13・5%で819万戸の空き家が 総住宅数6063万戸に対して空家 示したものである。13年時点では、 別の住宅数、空き家数及び空家率 ないとしても約300万戸の空き家 56万世帯である。 新築を全く行わ 図1は、13年時点の全国都道府県 20年後の35年時点の総世帯数を 35年時点の総世帯数は49

りすぎる。

汗水たらして手に入れた成熟社会

しても、貸すにしても値段が高くな

いらなくなっている。また、売るに

立派な、歴史のある建物をただ壊し のせっかくの果実を味わわぬまま、

ていけばどうなるか。元の何もない

明治大学理工学部教授 園田 真理子



に戻るだけである。今こそ、成熟社会にふさわしい、既存の建築物を再生し活かす 立派な、歴史のある建物をただ壊していけばどうなるか。元の何もない貧しい状況 今、私たちは「成熟社会」を迎えている。だが、そのせっかくの果実を味わわぬまま、

ための諸制度の改革がいる。

そのだ・まりこ 明治大学理工学部教授、博士(工学)。千葉大学工学部建築学科卒業、 千葉大学大学院自然科学研究科博士課程修了。 川崎市住宅政策審議会 会長、東京都住宅政策 審議会会長代理、日本 学術会議連携会員。主な 字術会議連携会員。主な著書に、『世界の高齢者住宅一日本・アメリカ・ヨーロッパ』『建築女子が聞く 住まいの金融と税制』など。

20

2016 Governance

gover07-020-022.indd 20 2016/06/21 16:39 ■2013年空家数 ■2013年総世帯数 2013年住宅総数



とした結果、建築総体としてはキメ 個別の法制度の規制をクリアしよう リー法等がそれぞれのドグマに基づ がら、建物成立の根拠法(例えば) ことである。実際の建築に際して 老人福祉法、児童福祉法、医療法等 **今や日常茶飯事となっている。** にくい代物が出現してしまうことは く規制をし、 ノ状態ともいうべき極めて歪で使い 第三は、建物の立地する場所や建 第二は、一つの建物を前提にしな 建築基準法、消防法、バリアフ 相互の関係性が希薄な

の改革がいる。 建築物を再生し活かすための諸制度 阻む法制度 既存建築物の活用を

貧しい状況に戻るだけである。今こ

成熟社会にふさわしい、既存の

も有用なものとするにあたって何が 既存の建築物を現代社会において

ける法律や、建築行為を行うための いほど欠落している。 ている点である。既存建築物をどう 基本となる建築基準法等が暗黙の裨 ボトルネックになっているのか、大 店用するかの視点は全くといってよ に、すべからく「新築」を前提にし 一は、その建物の成立を根拠づ

用途は「住宅」から特殊建築物の うに是正しなければならない。建築 築確認申請が必要になる。既存不適 変えようとすると、老人福祉法では 齢者が集まって住む共同居住の場に 0mを超える場合には用途変更の建 それを受けて、建築基準法での建物 民家を地域の一人暮らしの要介護高 格部分は特殊建築物の規定に合うよ 「児童福祉施設等」に変わり、 「有料老人ホーム」の扱いになる。 [例1] 築100年を超えるような

場所で異なる育ち方をしてきた。加 的な規制ともいうことができる。新 値を認めるということに他ならない 熟であり、地方、地域の個別性や価 途を超えた利用の仕方が急拡大して がるように、既存の建物は全く違う も年月を重ねれば全く違って育ちあ 準でそれを全部守らせることは容易 である。換言すれば全国 物の個別性への配慮が全くないこと である。それができることが即ち成 上では、個別性に即した対応が必要 いる。既存建物の持続や再生を図る えて、現代は法律で規定している用 かもしれない。しかし、双子と同じ 築であれば、全国どこでも同一の基 現状では上記3点がないまぜにな 生まれた時は同じようであって

って以下のようなことが起きている。

等」の扱いになり、 されるだろうか? い。果たして、この古民家が再利用 設置等の対策を講じなければならな なければならない。一方、 条例やバリアフリー条例もクリアし 「自力避難困難者入所福祉施設 スプリンクラー

法では、 側から難色が示された。このビルに ところ、共用部分の改変にオーナー に、バリアフリー条例の規定で、エ がなく、手続きに難航した。さら リアしなければならない。建築基準 囲に空き地もあるので、その1階に 鋲を敷設する必要が生じた。結局の が、道路からエレベータ前まで点字 レベータのサイズに問題はなかった 必要な既存建物の新築時の検査済証 保育園を開設したい。保育園は児童 施設等への用途変更になり、確認申 未来はあるだろうか? 請が必要になる。ところが、それに 福祉法の対象で、まずその要件をク [例2] 市の中心部の空きビルは周 店舗・事務所から児童福祉

慮せず、法制度間の連関性も無視 旧態然とし、硬直的で、個別性に配 社会を安全にし、誰もが快適に円滑 たままである。特に建築基準法は物 いる。しかし、その規制のあり方が に建物を利用できることを意図して どの法律も、その目的は私たちの

21 Governance July 2016

gover07-020-022.indd 2 2016/06/21 16:39

用の仕方や利用する人の信頼性は全 わせて、総合的な見地から建物とそ く加味しない。建物のハード・スペ 的要件のみを規制し、その建物の利 の使い方を評定する仕組みが欠落し ックと利用の仕方のソフトを組み合

地域主権で行う「建築リノベーショ リノベーション法」や、その判断を 否や改修の妥当性を判断する「建築 建物の個別性に応じて用途転換の可 行の大幅な規制改革とともに、既存 ン条例」等の制定を切に提案したい 成熟社会の要請に応えるために現

地域への再投資と 経済循環の創出

要がある。 るための「資金循環」を創出する必 ない。もう一つ、建物改修を実現す けで十分かというと決してそうでは では、建築基準法等の規制改革だ

融資として住宅金融公庫や日本住宅 年金を積み立て、そのお金が財政投 の420万戸の住宅不足からの旺盛 ある。住宅を例にとると、終戦直後 の資金とその出し手がいないからで な住宅建設には、国民が郵便貯金や いかというと、それを再生するため なぜ、古い建物に誰も手をつけな 年金還元融資等を経由して再

> うした公的な資金循環の仕組みはな 大きく寄与した。しかし、もはやこ び国民の手に渡るという資金循環が

である。 る。資産としては、原則、土地分し 年で減価償却されることになってい で、例えば木造住宅なら税法上は22 融資も出資者も無いというのが現状 めてリスキーであり、それに対する って、古い建物に投資することは極 か評価しない仕組みである。したが 方、 日本では建物は耐久消費財

り、地域にお金が回りだすようにな 分に追加投資する仕組みさえあれ 陳腐化しているからである。この部 化しやすい仕上げ部分や設備仕様が 多少くたびれて見えるのは、経年劣 動産評価の標準である。古い建物が 高いリターンを得られる可能性があ 還元価値」といい、成熟社会での不 る。これを不動産の世界では「収益 で安全であれば、少しの追加投資で おり、その建物の骨組み部分も丈夫 みたらどうだろうか。建物を支える を利用し、そこから継続的に得られ インフラ部分の投資は既に行われて る利益でその建物価値を捉え直して しかし考え方を変えて、その建物 既存建築物の再生が容易にな

る。これにより、低中所得者向け ればならない等の規制を行って という法律がある。銀行のコミュニ た「コミュニティ再投資法(CRA Community Reinvestment Act)

世紀の間に蓄えられた地域の資金を の仕掛けである。 我が国の地域に資金がないわけで 資金需要がないのでもない。20

されるという良循環を創出するため 図る際に一定の条件をクリアしなけ 実績を評価し、銀行業務の拡大等を ティに対する再投資の促進を目的 域に還元する」という考えに基づ することによってさらに投資が促進 投資し、地域環境が改善され活性化 ている。地域の資金を地域のために な地域社会の信用需要に銀行が応え 住宅供給や小規模ビジネス等の様々 に、各銀行のコミュニティ再投資の アメリカには、「地域の資金を地

> 適正に投資し、その果実を得るため を大いに学ぶべきである。 る。ここはアメリカのCRAの叡智 の仕組み、システムがないのであ

待つよりも、 おわりに―座して荒廃を 規制改革を

順当なことができないが故に、国 行きつく先は、建物どころか土地の しいもの、あるいは建てることを諦 続け、次に建てるものは前よりも貧 るための法的な枠組みとそれに必要 あるいは別の用途に使い方を変更す 利活用を図るという極めて穏当かつ デフレである。 価値さえ無くなるという一層の資産 めるという事態に至っている。その な資金循環がないために、ただ壊し ある建築物を少しだけ若返らせる、 成熟社会を迎えて、既存建築物の 地域もやせ衰えつつある。既に

である。 り立たなくなり、 う。だからこそ、既存建築物の活用 時どうなるか。自治体経営自体が成 物に、適正な時価が付かなくなった 基づいて課税する。地域の土地や建 産税は「固定資産の適正な時価」に 割は固定資産税収入である。固定資 「関する規制改革は、まったなし 自治体財政の自主財源のうち約4 一層の荒廃に向か

22

2016 Governance

まち・住まいの価値 時間経過

"再投資

経年劣化する部分

街・建物の時間経過に対して "再投資"が必要